

堺市自転車駐車場整備等補助金交付要綱

令和2年9月17日制定

1 名称

この補助金の名称は、堺市自転車駐車場整備等補助金（以下「補助金」という。）とする。

2 目的

補助金は、市内事業者に対して従業員通勤用自転車駐車場の整備に要する経費の一部を助成することにより自転車通勤者の利用環境を向上させ、新型コロナウイルス感染症対策、従業員の健康増進、低炭素社会の実現等に寄与する自転車通勤を促進することを目的とする。

3 堺市補助金交付規則との関係

補助金の交付については、堺市補助金交付規則（平成12年堺市規則第97号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

4 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 市内事業者

堺市の区域内に事業所があり、従業員が2人以上である法人、個人事業主等のうち公的な機関に属さないものをいう。

(2) 自転車駐車場

一定の区画を限って設置される自転車の駐車のための施設であって市内事業者の従業員用に供されるものをいう。

(3) 増築

既存の自転車駐車場の収容台数を増加させるために整備することをいう。

(4) 増改築

既存の自転車駐車場の収容台数を増加させ、かつ自転車駐車場の環境整備を向上させるために整備することをいう。

(5) 改築

既存の自転車駐車場の環境整備を向上させるために整備することをいう。

5 補助対象事業等

(1) 補助対象者は、市内事業者のうち市税の滞納のない者、かつ、補助事業終了後に実施する調査等に協力できる者とする。

(2) 補助対象事業は、自転車通勤を促進するための従業員通勤用自転車駐車場の整備を行う事業で、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- ①自転車駐車場は、従業員の通勤に供するものであること。
- ②自転車駐車場の位置は、事業所内又は事業所の近隣（おおよそ300m圏内）であること。ただし、事業所の近隣に設置する場合は、市長が適当と認めるものであること。
- ③自転車駐車場の自転車収容台数は2台以上であること。
- ④自転車駐車場を開設した日（増築、増改築、改築する場合にあっては、当該工事が完了した日）から継続して5年以上利用する見込みがあること。
- ⑤自転車駐車場の位置、構造及び設備については利用者の安全が確保されており、自転車を容易に駐車できるものであること。
- ⑥自転車駐車場整備の工事は、交付決定の通知以後に着手するものであること。
- ⑦自転車駐車場整備の工事は、令和3年3月31日までに完了するものであること。

6 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 土地賃借費は、自転車駐車場の整備を伴う場合に限り補助対象経費とする。
- (3) 自転車駐車場を他の用途の施設と併設する場合の土地賃借費の補助対象経費は、自転車駐車場部分に限るものとする。この場合において、ほかの用途の施設部分と自転車駐車場部分のどちらにも供し、かつ、不可分である部分に係る補助対象経費については、当該自転車駐車場部分の面積を全体の面積で除した数値に当該補助対象経費を乗じて得た額とする。
- (4) 土地賃借費が補助対象となる期間は、補助事業に着手した月から令和3年3月までとし、日割り計算は行わないものとする。
- (5) 補助対象経費は、自転車の収容台数1台あたり90,000円を限度とする。

7 補助金の額

- (1) 補助金の額は、予算の範囲内で補助対象経費の総額の3分の2に相当する額とする。
- (2) 補助金の額は1事業所につき600万円を限度とする。
- (3) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

8 補助金の交付申請

補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、堺市自転車駐車場整備等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する予定日の4週間前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 役員情報届出書（様式第1号の2。法人の場合に限る。）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 事業の概要を把握することができる図書（工事計画図等）
- (5) 納税状況調査同意書（様式第4号）

(6) その他市長が必要と認め指示する書類

9 補助金の交付条件

市長は、補助金の交付決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) この規則の規定に従うこと。

10 補助事業等の変更等

- (1) 申請者は、9(2)の変更に係る承認を受けようとする場合は、堺市自転車駐車場整備等補助金変更承認申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、9(2)の規定による中止又は廃止に係る承認を受けようとする場合は、堺市自転車駐車場整備等補助金中止(廃止)承認申請書(様式第6号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (3) 次のすべての条件に該当するものについては、規則第6条第1項第2号の軽微な変更該当するものとして取り扱うものとする。
 - ① 補助金交付決定額が増額にならない変更(ただし、補助金交付決定額が3割を超える減額となる場合は除く。)
 - ② 自転車収容台数に増減がない変更
 - ③ 自転車駐車場の配置やその機能に影響がない変更

11 補助金の交付決定通知

- (1) 市長は、8の規定による交付申請書を受理した場合、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、堺市自転車駐車場整備等補助金交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- (2) 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、速やかにその旨を申請者に堺市自転車駐車場整備等補助金不交付決定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

12 交付申請の取下げ

- (1) 申請者は、11(1)の規定による交付決定の通知を受けた場合において、その決定の内容又はそれに付した条件に不服があるときは、交付決定日から起算して30日以内に交付の申請を取

り下げることができる。

- (2) 市長は、(1)の規定による申請の取下げの申出を受理した場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

1.3 実績報告

申請者は、堺市自転車駐車場整備等補助金事業実績報告書（様式第9号）に次の書類を添えて、補助事業が完了した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日から起算して14日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助事業の完了が確認できる書類
- (4) 補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- (5) 建築確認通知書の写し（ある場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

1.4 補助金の額の確定及び交付

- (1) 市長は、規則第14条第1項による補助金の額を確定した場合は、堺市自転車駐車場整備等補助金確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。
- (2) 補助金は、規則第14条第1項による補助金の額の確定後交付する。
- (3) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」）は、堺市自転車駐車場整備等補助金交付請求書（様式第13号）に堺市自転車駐車場整備等補助金確定通知書の写しを添えて、補助金の額の確定通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金の交付請求を市長に対して行わなければならない。

1.5 事業実施経過報告

市長は、補助事業の実施状況確認のため、補助事業者に対し、現地調査及び事業実施経過の聞き取りを行うことができるものとし、この場合において、補助事業者は市長が行う調査及び聞き取りに対して、協力するよう努めるものとする。

1.6 成果の公表等

補助事業者は、市長が事業の成果について、報道機関又は各種媒体等を通じ公表するなど、広く周知する場合は、協力するよう努めるものとする。

1.7 重複の除外

市長は、補助事業者が補助事業と同一の事業内容で国又は他の地方公共団体その他公的機関から補助金等の資金助成の交付決定を受けた場合は、本補助金の補助対象から除外する。

18 委任

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(失効等)

2 この要綱は令和3年3月31日をもって、その効力を失う。ただし、令和3年3月31日以前に本要綱の交付の決定を受けたものについては、なお本要綱の効力を有する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	内容
整備費	舗装の整備費、排水施設の整備費、金網及び柵の整備費、照明器具の整備費、平置式の駐車場にあっては自転車用の屋根、自転車の駐車装置（ラック式等）の整備費（ただし、工事が伴うものに限る。） その他市長が必要と認める施設の整備費
土地賃借費	自転車駐車場のために新規に借用した土地の賃借費